**南相馬市地域農業再生協議会**

**人工衛星とＤＸを活用したデータ連携業務委託**

**公募型プロポーザル実施要領**

１ 事業目的

　本委託事業では、衛星データ活用を軸としたデジタルテクノロジーの導入によるＤＸを推進し、農政業務の効率化を推進することを目的とする。

２　委託事業の概要

（１）　件名

　　　人工衛星とＤＸを活用したデータ連携業務委託

（２）　主な内容

①　衛星画像とＡＩ技術の活用による作付作物／自己保全管理の判定

　　作業期限　令和６年６月３０日

②　衛星画像とＡＩ技術の活用による水張り実施状況の判定可能性調査・業務支

　　援

　　作業期限　令和７年３月３１日

③　①・②の判定結果と営農計画書の申請内容のGIS（地理情報システム）やエクセルにおけるデータ連携と判定精度の検証

　　作業期限　事務局が指定する期日

④　その他、南相馬市地域農業再生協議会事務局（以下、「事務局」という。）が指定するGISでのレイヤー作成支援

　　作業期限　事務局が指定する期日

（３）　契約期間

契約締結日から令和７年３月３１日（月）まで

（４）　予算上限額

　　　　２，６４０，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

（５）　担当部課

　　　　〒９７９－２１９５

　　　　 　南相馬市小高区本町二丁目７８番地

　　　　　 南相馬市地域農業再生協議会事務局

（南相馬市役所農林水産部農政課内）

　　　　　 電話：0244-４４-６８０７　ＦＡＸ：0244-４４-６０４７

　　　　　　電子メール：[nosei@city.minamisoma.lg.jp](mailto:nosei@city.minamisoma.lg.jp)

３　プロポーザル方式の採用の具体的な理由とその導入効果

　データ連携業務の高いノウハウを持ち、農政業務の効率化が確実に進めることができる事業者を選定する必要がある。

　これらを踏まえ、画一的な仕様書に基づく価格の比較のみではなく、各事業者からの企画提案の内容を評価して選定するプロポーザル方式を採用することで、農政業務の効率化を推進することができると期待される。

４　選定方法

南相馬市地域農業再生協議会　人工衛星とＤＸを活用したデータ連携業務委託

公募型プロポーザル審査実施要領に基づき、南相馬市地域農業再生協議会　人工衛星とＤＸを活用したデータ連携業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査により行う。

　なお、参加者から提出された企画提案書により、受託候補者及び次点候補者を各１名選定するものとし、審査委員会の委員構成は、本プロポーザル手続きが完了するまで公表しない。

５　スケジュール

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年月日 | 事務手順 | 備考 |
| 令和6年  4月15日（月） | 審査委員会設置 | 審査方法・基準の確認 |
| 4月16日（火） | 募集要項の公表  （ホームページへ掲載） | 参加申込書・提案書受付開始 |
| 4月19日（金）  正午 | 質問書提出期限 | 電子メールにて受付 |
| ４月23日（火） | 質問に対する回答 | 参加者全員に電子メールを送付 |
| 4月25日（木）  午後5時必着 | 参加申込書提出期限 | 電子メールにて受付 |
| 5月10日（金）  午後５時必着 | 企画提案書提出期限 | 持参または郵送にて受付 |
| ５月14日（火） | プレゼンテーション・審査 | 企画提案書の内容に基づき実施 |
| ５月15日（水） | 契約候補者決定・結果通知 |  |
| ５月中旬ごろ | 契約締結 |  |

　　※上記のスケジュールは、状況により変更する場合がある。

６　参加資格要件等

（１）　参加資格要件

　　本プロポーザルに参加することができる者（以下「参加者」という。）は、次の要件を全て満たす企業とし、本提案に基づく業務内容を適切かつ確実に遂行できる十分な事業規模及び安定的な経営基盤を有する法人であることとする。

① 契約締結日までに、南相馬市内に本店、又は事業所を有すること。

　　②　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当す

　　　　 る者でないこと。

　　③　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがな

　　　　 されている者でないこと（南相馬市長が入札参加資格を有すると認めた者

　　　　 を除く。）。

　　④　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがな

　　　　 されている者でないこと。（南相馬市長が入札参加資格を有すると認めた

　　　　 者を除く。）。

（２）　参加の制限

　　①　参加者からの参加申込書の提出は、１者当たり１件とする。

　　②　参加者からの企画提案書等は、１者当たり１提案とする。

７　参加申込書の提出

（１）　提出期限

　　　令和６年４月25日（木）午後５時必着

（２）　提出書類（電子メール）

　　①　参加申込書（様式第１号）　　 １部

　　②　会社概要書（様式第２号）　　 １部

　　③　受託業務実績書（様式第３号） １部

８　質疑応答について

　　参加要項等に関する質問は、質問書（様式第４号）により、上記担当部課宛に

　電子メールで提出することとする。

　　なお、電子メールの未到達の可能性もあることから、電子メールで提出後、担当

　部課宛に電話で連絡のうえ、電子メールの到達を確認すること。

　（１）　受付期限

　　　　 令和６年４月19日（金）正午

　（２）　回答

　　　　 質問に対する回答については、参加申込書を提出した全参加者に対し、令和６年４月23日（火）までに、随時、電子メールで回答を送付する。

　（３）　その他

　　　　　審査委員の役職・氏名に関する質問、他の参加者に関する質問については、

　　　　一切応じないものとする。

９　企画提案書等の提出

　（１）　提出期限

　　　　令和６年５月１０日（金）午後５時必着

　（２）　提出書類（持参または郵送）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | 注意事項 | 提出部数 |
| ①　企画提案書  　　 （任意様式） | ・ 企画内容・事業の取り組み内容を提案のこ  　 と  ・ 実施工程について明確にすること | 正本１部  副本３部 |
| ②　見積書（様式第５号） | ・ 見積金額の内訳を添付すること | 正本１部 |
| ③　財務関連書類  　　 （任意様式） | ・　過去２期分の決算書または事業報告書  　　（収支状況が分かるもの） | 正本１部 |

　（３）　提出部数

　　　　 ４部（正本１部、副本４部）

　（４）　留意事項

　　　①　提案書は、Ａ４判用紙を用い、表紙・目次・ページ版を付して提出すること。

　　　　　 （カラー印刷・白黒印刷の別は問わない）

　　　②　提出された提案書は、返却しない。

　　　③　提出書類の受理後における企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。

　　　④　企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、参加申込及び企画提案等を無

　　　　　 効とする。

　　　⑤　提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。

　　　⑥　提出された書類は、審査目的以外の使用はしないものとする。

　　　⑦　提出された書類等は、南相馬市情報公開条例（平成１８年南相馬市条例第

　　　　　 ２２号）の対象となる行政文書になるため、公にされていない情報を除き、

　　　　　 公開される可能性がある。

１０　プレゼンテーションの実施について

　提案者は、次の日時等において、企画提案書の内容に基づくプレゼンテーションをオンラインにより実施するものとする。

　（１）日時　令和６年５月14日（火）　10：00開始

　（２）場所　オンライン

　（３）所要時間・内容　１社当たり最大４０分（プレゼンテーション３０分、ヒアリング

　　　　　　　　　　　　　　 １０分）※ 企画提案書に基づいて実施すること。

１１　審査項目・配点等について

　提出された企画提案書、実施したプレゼンテーションに基づき、審査委員会において審査を実施するが、審査項目・配点は以下のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 評価基準 | 配点 |
| １　業務実績 | 同種及び同程度と認められる業務の実績があるか。 | ５点 |
| ２　実施体制 | 担当者の知識・経験は十分か。 | １０点 |
| ３　業務の理解 | 業務の理解度は十分か。提案は、業務の目的や基本方針に合致しているか。 | １０点 |
| ４　個人情報の管理 | 利用者の個人情報を管理する機能は適切か。 | １０点 |
| ５　データ分析機能 | 協議会が各種データを活用するための機能は充実しているか。 | ２０点 |
| ６　セキュリティ機能 | 個人情報を含むデータの取扱いや、漏洩対策、バックアップ等は適切か。 | ２０点 |
| ７　事務局の運営支援 | 事務局の運営支援体制や内容は十分か。 | ２０点 |
| ８　委託費 | 最低価格提示者　５点　最低価格提示者以外の者は、以下算式による。  最低価格提示額／当該事業者見積額×５点（小数点以下切捨） | ５点 |
| 合計点数 | | １００点 |

１２　候補者の選定について

　事務局は、集計結果を審査委員会に報告し、平均得点が最も高い事業者を委員の承諾を得て候補者に選定するものとする。

　また、平均得点が最も高い事業者が複数ある場合は、見積金額が最も低い提案者を候補者として選定するが、見積金額も同額であった場合には、委員の表決（過半数の賛成）により候補者を選定する。（委員の表決が同数の場合、委員長が候補者を選定する）

　なお、選定に当たっては、合計得点が１００点満点中６０点以上の者を選定するものとし、提案が１事業者のみの場合でも、同様とする。

1３　参加者の失格要件

　次の各号のいずれかに該当する場合は、受託候補者の資格を取り消すものとする。

　（１）　参加資格要件を満たしていない場合

　（２）　提出書類に虚偽の記載があった場合

　（３）　実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意

　　　　事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

　（4）　選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

1４　結果の公表

　（１）　会長は、審査委員会の報告に基づき、受注候補者を決定する。

　（２）　提案者全員に対し、令和６年5月15日（火）（予定）に結果通知を送付する。

　（３）　結果等に対し、提案者の異議申し立ては一切認めないものとする。

1５　その他特記事項

　（１）　本プロポーザルは、業務委託事業者の選定を目的として実施するものであ

　　　 り、実際の契約に当たっては、事前協議により提案内容を整理したうえで、

　　　 契約をするものとする。

　（２） 受託候補者に契約を締結できない何らかの事由が発生した場合は、プロポ

　　　 ーザルにおいて次点以下となった参加者のうち、評価が上位であった者から

　　　 順に当該業務についての交渉を行うことができるものとする。

　（３）　受託候補者及び次点候補者に選定された者の企画提案書については、本

　　　 プロポーザルの実施に関する記録の公表等に利用するものとする。

　（４）　参加申込後にやむを得ず参加を取りやめる場合については、参加辞退届

　　　 （任意様式）を令和６年５月１０日（金）必着で提出すること。

　（５）　電子メール等の通信事故等について、事務局はいかなる責任も負わない。

　（６）　提案に要する費用については提案者の負担とする。